予算決算及び会計令第 86 条の調査について（電気通信編）

土木工事積算基準（電気通信編）による電気設備工事、受変電設備工事、通信設備工事にかかる取扱い

1　予決令第 85 条に基づく基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、予決令第 86 条の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額に、100 分の110を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

(1) 一般工事の場合

① 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
③ 現場管理費と機器間接費の額の和に 10 分の 9 を乗じて得た額
④ 一般管理費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額
⑤ 機器単体費の額に 10 分の 9.07 を乗じて得た額

(2) 鉄塔・反射板工事の場合

① 工場塗装費と架設工事原価の直接工事費の額の和に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
③ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
④ 一般管理費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額
⑤ 鉄塔製作費の額に 10 分の 9.42 を乗じて得た額

2 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、会計法第 29 条の６第１項ただし書きの規定により、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

(1) その価格により入札した理由
(2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
(3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
(4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
(5) 手持資材の状況
(6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
(7) 手持機械数の状況
(8) 労務者の具体的供給見通し

(9)　過去に施工した公共工事名及び発注者
(10)　経営内容
(11)　(1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
(12)　(9)の公共工事の成績状況
(13)　経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
(14)　信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
(15)　その他必要な事項

4　低入札価格調査の対象者のうち、その者の申し込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないものに対しては、低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する。

(1)　一般工事の場合

機器単体費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 （含む機器間接費）	一般管理費等
81%	90%	80%	80%	30%

ただし、現場管理費は「現場管理費」、「機器間接費」の合計額。

(2)　鉄塔・反射板工事の場合

鉄塔製作費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
86%	90%	80%	80%	30%

ただし、直接工事費は「工場塗装費」、架設工事原価の「直接工事費」の合計額。

5　3に基づく調査の内容のうち、特に次の内容について重点的に調査を行うため、4に定める特別重点調査の対象者は、原則として、特別重点調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して7　日以内に次に定める様式による資料及びその添付書類を提出すること。また、施工体制確認型総合評価落札方式で、ヒアリングのための追加資料を提出した場合は、その提出した追加資料と異なる内容を記載しないこと。
(1)　当該価格で入札した理由（様式１）
(2)　積算内訳書（様式２－１、様式２－２、様式２－３）
(3)　下請予定業者等一覧表（様式３）
(4)　配置予定技術者名簿（様式４）
(5)　手持ち工事の状況（様式５－１、様式５－２）
(6)　契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式６）
(7)　手持ち資材の状況（様式７－１）
(8)　資材購入予定先一覧（様式７－２）
(9)　手持ち機械の状況（様式８－１）
(10)　機械リース元一覧（様式８－２）

(11) 労務者の確保計画（様式９－１）
(12) 工種別労務者配置計画（様式９－２）
(13) 建設副産物の搬出地（様式 10）
(14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式 11）
(15) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式 12－１）
(16) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式 12－２）
(17) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式 12－３）
(18) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式 13－１）
(19) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式 13－２）
(20) 安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式 13－３）
(21) 安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式 13－４）
(22) 誓約書（様式 14）
(23) 施工体制台帳（様式 15）
(24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式 16）
(25) 他社への機器製作委託又は購入を予定する機器の一覧（様式－機器単体費１）
(26) 手持ちの機器の活用を予定する機器の一覧（様式－機器単体費２）
(27) 自社で製作を予定する機器の一覧（様式－機器単体費３）

６．必要に応じ、５以外の説明資料を求めることがある。

７ 特別重点調査の対象者は、５及び６の資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができる。

８ ５の資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、５の資料の補正等を行うべき旨の教示を受けた場合は、所定の期限までに原則として１回に限り再提出等を行うことができる。

９ ５の資料の提出後、速やかに、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認するため、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。） から事情聴取を行う。なお、事情聴取の日時及び場所は対象となる者に追って通知する。

10 特別重点調査は、最低の価格をもって入札した者（施工体制確認型総合評価落札方式の場合は施工体制確認型総合評価における評価値の最も高い者）のほか、４の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者は、これに協力しなければならない。

11 ５及び６の資料を期限までに提出しない場合又は９の事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、中部地方整備局競争契約入札心得第７条第２項の規定に違反するものとして入札を無効とする。

12　特別重点調査の対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は 13 に記載する重点的な監督及び 14 に記載する工事コスト調査の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。

13　特別重点調査で提出された資料等は、契約締結後に監督職員に引き継ぐものとし、監督員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。

14　特別重点調査を経て契約を行った工事については、工事完成後に行う工事コスト調査を厳格に行う。

15　特別重点調査において、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注する意思を示した入札者がある場合は、公正取引委員会にその意思を示した入札者に関する情報、その見積もった施工費用の額、様式 15 による誓約書など関係情報の通報を行う。

また、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注した者がある場合は、その受注者に関する情報その他特別重点調査で提出のあった資料を建設業許可部局に対し通報するとともに、その受注者に関する情報、受注者の見積もりによる施工費用の額等を国土交通省及び地方整備局のホームページにおいて公表する。

16　特別重点調査の結果は、公表することがある。

17　５に定める各様式の作成方法については、「特別重点調査に係る提出書類の作成要領（電気通信編）」によるものとする。

以上